

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

自主防災組織設立補助事業			
補助対象経費	補助率	補助期間	補助対象限度額
○防災資機材 メガホン、ハンドマイク、ラジオ、トランシーバー、小型屋外サイレン、消火器、バケツ、消火栓ボックス、ホース、ノズル、避難旗、救急用具、担架、三角巾、軍手、ヘルメット、車椅子、リヤカー、照明機材、ロープ、はしご、パール、ジャッキ、スコップ、つるはし、のこぎり、チェーンソー、土嚢、三角コーン、鍋、コンロ、調理器具、食器、湯茶器、給水タンク、炊飯器、防災倉庫、簡易収納庫、その他町長が必要と認めたもの	10分の10	補助交付初年度	基本額 300千円＋構成世帯数×20千円で算出し、3,000千円を超えない額
○備蓄品購入費用 カンパン、アルファ米、保存水、医療セット、簡易トイレ、災害用毛布、紙オムツ、生理用品、その他町長が必要と認めたもの			
○訓練・啓発・組織活動に要する費用 防災訓練、水防訓練、図上訓練、看板設置、防災マップ作成、チラシ作成、研修会等開催費用、講師謝礼、その他町長が必要と認めたもの			

別表第2（第3条、第4条、第5条関係）

自主防災活動促進事業 (自主防災組織設立補助事業による補助金交付の初年度から1年を経過した後に行う、自主防災活動に係る経費)			
補助対象経費	補助率	補助対象限度額	
		構成世帯数	限度額
○自主防災訓練に必要な経費 (1)初期消火訓練に係る経費（消火器の詰替え等） (2)救出救助訓練に係る経費（材料等） (3)応急救護訓練に係る経費（講習材料、資材費等） (4)炊出し訓練に係る経費（材料費等） (5)訓練要綱及びパンフレットの作成に係る経費 (6)その他自主防災訓練に必要な物品等の購入に係る経費	10分の10	50世帯未満	50千円
○啓発活動に必要な経費 研修会開催、パンフレット、防災マップ作成等に係る経費		50世帯以上 100世帯未満	60千円
○避難行動要支援者の対応に必要な経費 名簿・マップ作成等に係る経費		100世帯以上 200世帯未満	70千円
○その他の経費 その他町長が必要と認めたもの		200世帯以上	80千円

別表第3（第3条、第4条、第5条関係）

自主防災組織更新補助事業			
補助対象経費	補助率	補助期間	補助対象限度額
○防災資機材(修繕含む) メガホン、ハンドマイク、ラジオ、トランシーバー、小型屋外サイレン、消火器、バケツ、消火栓ボックス、ホース、ノズル、避難旗、救急用具、担架、三角巾、軍手、ヘルメット、車椅子、リヤカー、照明機材、ロープ、はしご、パール、ジャッキ、スコップ、つるはし、のこぎり、チェーンソー、土嚢、三角コーン、鍋、コンロ、調理器具、食器、湯茶器、給水タンク、炊飯器、防災倉庫、簡易収納庫、その他町長が必要と認めたもの	3分の2 ※初回のみ 10分の10	設立より5年に 1回	200千円 ※初回のみ300千円
○備蓄品購入費用 カンパン、アルファ米、保存水、医療セット、簡易トイレ、災害用毛布、紙オムツ、生理用品、その他町長が必要と認めたもの			